

洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会条例

(設置)

第1条 地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第6項及び第314条の7第6項の規定により、ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定の取消し(以下「指定取消し」という。)を受けたことに伴い、適法かつ適正な行政の執行を確保するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、指定取消しに際して不適法と判断された返礼品等(地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する返礼品等をいう。以下同じ。)の調達に関する事務の処理等につき、公正及び中立の立場から、関係法令等を踏まえ、事実関係の調査及び認定、再発防止策の提言等を行う洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指定取消しに際して不適法と判断された返礼品等の調達に関する事務(これに関連し、又は類似する事務を含む。)の処理その他の本市のふるさと納税制度における事務の管理及び執行(以下「特定事務の処理等」という。)で市長の諮問に係るものの適否等について、調査審議し、事実関係の認定、原因及び背景の究明、法的危険性の分析、再発防止策の策定等を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委嘱)

第4条 委員は、委員会の所掌事務に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 市において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第1項に規定する一般職又は特別職に属する地方公務員の職にある者
- (2) 市又は返礼品等の調達に係る事業者との間で顧問契約その他継続的契約を締結している者
- (3) 自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫又は兄弟姉妹が返礼品等の調達に係る事業者と直接の利害関係を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年を超えない範囲内で市長が定める。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第7条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職されるものとする。

(服務)

第8条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、市長の許可を要する。

(罷免)

第9条 市長は、委員等が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員等に職務上の義務違反その他委員等たるに適しない非行があると認める場合には、その委員等を罷免することができる。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員等には、地方自治法第203条の2の規定により、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の規定による支給する報酬の額は、勤務1時間につき2万円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、市長は、これによりがたい事情があると認めるときは、特別の定めをすることができる。

3 前項の勤務には、委員会の会議（以下「会議」という。）への出席のほか、委員会の所掌事務の遂行に必要となる旅行、調査の実施、報告書の作成その他の市長が適当と認める調査審議等へ

の従事を含むものとする。

- 4 洲本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年洲本市条例第43号）第4条及び第5条の規定は、第1項の規定による報酬及び費用弁償の支給について準用する。ただし、市長は、これによりがたい事情があると認めるときは、特別の定めをすることができる。

（議事等）

第11条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議の議事その他の委員会の手続及び調査審議並びに委員会の所掌事務に関する書類は、公開し、又は開示してはならない。ただし、市長が相当と認めるときは、この限りでない。

（映像等の送受信による通話の方法による会議等）

第12条 委員会は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開き、又は調査審議をすることができる。

- 2 前項の方法によって開かれた会議に参加した委員については、会議に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

（委員会の調査権限等）

第13条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、特定事務の処理等に関与した職員その他の関係人に対して報告、意見若しくは物件の提出を求め、若しくはその出頭を求めて審問し、又は適当と認める者に参考人としてその知っている事実の陳述を求めることその他必要な調査をすることができる。

- 2 前項の規定により報告、意見若しくは物件の提出又は出頭及び陳述を求められた職員その他の関係人は、その求めに応じなければならない。ただし、市長がその求めに応じないことについて正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（指名委員等による調査等）

第14条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員等又は委員会の庶務をつかさどる職員に、前条第1項の規定による調査その他必要な措置を行わせることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により指名された委員等又は職員が同条第1項の規定による調査を行う場合に準用する。

（威迫の禁止）

第15条 何人も、委員会の所掌事務に関し、委員等又は第13条第1項若しくは第14条第1項の規定による調査その他必要な措置の対象となった者に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をしてはならない。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集する会議は、第11条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。